

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

余良縣公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

告示

備考

奈良県告示第百五号

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかつた特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十二年法律第百七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター（奈良市柏木町二二九番地二）において行う。

		登録番号
十九 一	平成十九年 一月十九日	登録年月日
地ノ一	株式会社竹内孵卵場 奈良市矢田原町二二二三番	氏名又は名称及び住所
ノ一	株式会社竹内孵卵場 奈良市矢田原町二二二三番地	ふ化場の名称及びその所在地

奈良県告示第五百六号

奈良県告示第五百六号
養鶏振興法（昭和三
ふ化業者の登録をした

十五年法律第四十九号) 第七条第一項の規定により、次のとおり

特定計量器	はかり以外の運搬が困難な	はかり	運搬が困難な	区 分
高取町	明日香村	高取町	高取町	区 域
（）	四月六日（金）	四月十日（火）	四月五日（木）	月 日（曜日）
十二分まで	午前十時から 午前十一時三	午前十時から 午後四時まで	午前十時から 午後四時まで	時 間
歴史研修センター		在場所	運搬が困難なはかりの所	場 所

奈良県告示五百五号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する
平成十九年三月一日

備考

		明日香村役場
午前十時から	正午まで	
午後二時三十 分から午後三 時まで	下平田集荷場	
		明日香村役場

平成十九年三月二日

奈良県知事 柿本善也

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び橿原市都市整備部都市施設整備課において縦覧に供する。

平成十九年三月二日

奈良県告示第五百十一号

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二〇八号	生駒市鬼取町六五五番一先から 奈良市宝来四丁目四八一番四先まで
一般国道二六八号	生駒市壹分町七五七番一先から 生駒市北田原町一九五七番一先まで

奈良県知事 柿本善也

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十二号）第二十二条第一項において準用する同法第十一条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び明日香村地域づくり課において縦覧に供する。

平成十九年三月一日

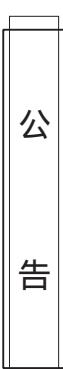
奈良県告示第五百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十二号）第二十二条第一項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、香芝市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年三月一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県知事 柿本善也



奈良県告示第五百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十二号）第二十二条第一項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、香芝市から大和都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県土木部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年三月一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県知事 柿本善也

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）附則第三十一条の規定に基づき児童福祉法（昭和二十一年法律第二百六十四号）第二十四条の二第一項の指定があつたものとみなす指定的障害施設等を同法第二十四条の十八の規定により次のとおり公示します。

平成十九年三月一日

奈良県知事 柿本善也

奈良県知事 柿本善也

- 1 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路上に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分注意すること。
- 2 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・三三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- 3 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

三 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成十九年四月一日

奈良県告示第五百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十二号）第二十二条第一項において準用する同法第十一条第一項の規定により、大和都市計画公園を次のとおり変更した。

八条第一項の規定により、大和都市計画公園を次のとおり変更した。

平成十九年三月一日

奈良県知事 柿本善也

設置者等の名称	設置者等の主たる事務所の所在
	施設の名称
	施設の所在地
	施設の種類
日	指定年月

奈良県告示第五百十号

奈良県知事 柿本善也

奈良県	奈良県	社会福祉法 人宝山寺福 祉事業団	社会福祉法 人宝山寺福 祉事業団	社会福祉法 人鳴鶯学院	社会福祉法 人綜合施設	社会福祉法 人吉野園	社会福祉法 人吉野園	社会福祉法 人愛の集い学 園	社会福祉法 人愛の集い学 園	社会福祉法 人成美学寮	社会福祉法 人成美学寮	奈良市登天路町 三〇番地	奈良市登天路町 三〇番地	奈良県立登 美字園	奈良市菅野台 二一四三	奈良市菅野台 施設	奈良市菅野台 知的障害児	奈良県
奈良市登天路町	奈良市登天路町	生駒市元町一丁 目一四一八	奈良市元町一丁 目一四一八	五條市島野町七 四五	吉野郡大淀町下 測六二九	吉野郡大淀町 下測一六四二	吉野郡大淀町 七三四	吉野郡大淀町 井寮	吉野郡大淀町 一	大和高田市根成 成柿三四〇一	大和高田市根 成柿三四〇一	奈良市柳生下町 四四五	奈良市柳生下 町四五	奈良市柳生下 町四五	奈良市菅野台 二一四三	奈良市菅野台 施設	奈良市菅野台 知的障害児	奈良県
奈良県総合	リハビリテ ーションセ ンター	磯城郡田原本 町多七三一	奈良県総合 通園施設	奈良市吉市町 一一二	奈良市吉市町 知的障害児	奈良市吉市町 通園施設	奈良市吉市町 七四四	奈良市吉市町 施設	奈良市吉市町 一二〇	奈良市吉市町 知的障害児	奈良市吉市町 施設	奈良市吉市町 施設	奈良市吉市町 年十月一	奈良市吉市町 年十月一	奈良市吉市町 年十月一	奈良市吉市町 年十月一	奈良市吉市町 年十月一	奈良県
平成十八	日	年十一月一	平成十八	日	年十一月一	平成十八	日	年十一月一	平成十八	平成十八	平成十八	日	年十一月一	平成十八	年十一月一	年十一月一	年十一月一	平成十八
奈良県	奈良県	社会福祉法 人ハルツア 事業会	社会福祉法 人ハルツア 事業会	社会福祉法 人東大寺福 祉事業団	社会福祉法 人東大寺福 祉事業団	奈良市鹿野園町 一〇〇〇一	奈良市鹿野園町 〇六一	奈良市鹿野園町 東大寺整肢	奈良市鹿野園町 井寮	奈良市鹿野園町 奈良県立筒 ンター	奈良市鹿野園町 井寮	奈良市登天路町 三〇番地	奈良市登天路町 三〇番地	奈良市登天路町 三〇番地	奈良市登天路町 三〇番地	奈良市登天路町 三〇番地	奈良県	
独立行政法 人国立病院 機構奈良医	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良県	
独立行政法 人国立病院 機構奈良医	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良市七条二 丁目七八九	奈良県	
奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県	奈良県

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二十五条の二第一項の規定により、奈良県要保護児童対策地域協議会を次のように設置したので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年三月一日

一 名称

奈良県要保護児童対策調整機関の名称

奈良県福祉部こども家庭局こども家庭課

二 要保護児童対策調整機関の名称

奈良県福祉部こども家庭局こども家庭課

三 関係機関等の名称等

奈良県総務部総務課

奈良県福祉部福祉政策課

奈良県福祉部障害福祉課

奈良県福祉部保険福祉課

奈良県福祉部こども家庭局青少年課

奈良県福祉部健康安全局医務課

奈良県生活環境部人権施策課

独立行政法 人国立病院 機構松籜莊	奈良市大和郡山市小泉 町二八一五	独立行政法 人国立病院 機構松籜莊	奈良市大和郡山市小泉 町二八一五	療センター
病院	奈良市大和郡山市小泉 泉町二八一五	病院	奈良市大和郡山市小泉 泉町二八一五	療センター
身障害児	身障害児	身障害児	身障害児	身障害児
日	年十月一	日	年十月一	日

二 薬局	奈良県立三室病院	生駒郡三郷町一室一丁目一四番一六号	平成十九年 二月一日
医療機関の名称	奈良市押熊町五四七一	奈良市押熊町五四七一	平成十九年 二月一日
医療機関の所在地	奈良市北市町五七番三	奈良市北市町五七番三	平成十九年 二月一日
こごま薬局	コトブキ薬局奈良店	サエラ薬局学園前店	サン薬局頃北店
医療機関の所在地	奈良市北市町五七番三	奈良市学園北一九一パラディ学園	奈良市学園北一九一パラディ学園
指定年月日	平成十九年 二月一日	平成十九年 二月一日	平成十九年 二月一日
二 薬局	コトブキ薬局八木店	セガミ薬局八木駅前店	セガミ薬局八木駅前店
医療機関の名称	コトブキ薬局櫛原店	櫛原市新賀町四六八	櫛原市新賀町四六八
医療機関の所在地	奈良市木原町三番三五号	櫛原市石川町八番地	櫛原市石川町八番地
指定年月日	平成十九年 二月一日	平成十九年 二月一日	平成十九年 二月一日

セガミ薬局香久山店	桜井市大福二五六六一四	平成十九年 二月一日
ここみ薬局	香立市瓦口三三四一	平成十九年 二月一日
阪神調剤薬局上牧店	北葛城郡上牧町服部台五丁目一一一	平成十九年 二月一日
コトブキ薬局	北葛城郡王寺町王寺 二丁目一〇番一六号	平成十九年 二月一日
キリン堂薬局大淀店	吉野郡大淀町新野六八一	平成十九年 二月一日
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百三十三号）第六十五条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院・医療）の指定の辞退がありました。	平成十九年 二月一日	平成十九年 二月一日
平成十九年三月二日	平成十九年 二月一日	平成十九年 二月一日
奈良県知事 柿本善也		
医療機関の所在地 薬局	天理市三島町一五三一五 サン薬局鶴北店	天理市三島町一五三一五 辞退月日
医療機関の名称 薬局		

當利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十九年三月二日

平成十九年三月十九日

平成十九年一月十九日

二 特定非當利活動法人の名称

三 代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地

五 定款に記載された目的

六 縦覧時間

七 奈良県知事 柿 本 善 也

八 申請のあつた年月日

九 特定非當利活動法人あけび

十 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

十一 (変更前) 名称 株式会社パーティハウス

十二 (変更後) 住所 和歌山県和歌山市中島一八五番地の三

十三 代表者 大桑 俊男

十四 名称 株式会社ジップドラッグ

十五 住所 名古屋市北区若鶴町三四番地

十六 代表者 三枝 将夫

十七 名称 株式会社パーティハウス

十八 住所 和歌山県和歌山市中島一八五番地の三

十九 代表者 大桑 俊男

二十 名称 株式会社ジップドラッグ

二十一 住所 名古屋市北区若鶴町三四番地

二十二 代表者 三枝 将夫

二十三 名称 株式会社パーティハウス

二十四 住所 和歌山県和歌山市中島一八五番地の三

二十五 代表者 大桑 俊男

二十六 (変更前) 名称 株式会社パーティハウス

二十七 住所 和歌山県和歌山市中島一八五番地の三

二十八 代表者 大桑 俊男

二十九 (変更後) 名称 株式会社パーティハウス

三十 住所 和歌山県和歌山市中島一八五番地の三

三十一 代表者 大桑 俊男

三十二 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三十三 五 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三十四 公共施設の種類、位置及び区域

三十五 道路 大和郡市田中町五四〇番地ノ一、五四〇番地ノ一〇及び五四〇番地ノ五

三十六 公園 大和郡市田中町五四〇番地ノ七

三十七 下水道 大和郡市田中町五四〇番地ノ一の一部、五四〇番地ノ一〇の一部及び五

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 桜井市安部木材団地 丁目四番 他六筆

(変更後) 桜井市安倍木材団地 丁目四番 他六筆

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年三月二日

午前九時から午後五時まで

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

二 検査済証番号

三 開発区域に含まれる地域

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五 縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

六 縦覧期間

平成十九年三月一日から同年七月一日まで

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

奈良県知事 柿 本 善 也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二 名称 パーティハウス桜井南店、ジップドラッグ桜井南店

三 所在地 桜井市安倍木材団地 丁目四番 他六筆

四 変更しようとする事項

奈良県知事 柿 本 善 也

三 届出年月日

下水道 大和郡市田中町五四〇番地ノ一の一部、五四〇番地ノ一〇の一部及び五

五 公共施設の種類、位置及び区域

六 道路 大和郡市田中町五四〇番地ノ一、五四〇番地ノ一〇及び五四〇番地ノ五

七 公園 大和郡市田中町五四〇番地ノ七

八 下水道 大和郡市田中町五四〇番地ノ一の一部、五四〇番地ノ一〇の一部及び五

奈良県公報 金曜日 3月2日 平成19年

<p style="text-align: right;">四〇番地ノ一三 水路 大和郡市田中町五四〇番地ノ八</p> <p>一 許可番号 平成十八年十二月十五日第七八一一二二号</p> <p>二 檢査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年一月二十日第六六一五号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 御所市大字元町二三四番地ノ二、二三五番地ノ一及び二三五番地ノ四</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 御所市竹田七番地</p> <p>エホバの証人の奈良県御所市御所会衆 代表役員 中嶋博</p>	
<p>一 許可番号 平成十八年十一月十八日第七八一四一号</p> <p>二 檢査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年一月二十日第六六三一号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 大和郡山市満願寺町二四一番地の一部</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和郡山市満願寺町二四一番地</p> <p>日高弘一</p>	
<p>一 許可番号 平成十八年十二月一十六日第七八一四五号</p> <p>二 檢査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年一月二十日第六六三一号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 大和高田市日之出町一四一六番地ノ四の一部、一四一六番地ノ五の一部、一四一六番地ノ六の一部、一四一七番地ノ二、一四一八番地ノ三、一四一九番地ノ四、一四一九番地ノ五、一四一三番地ノ一及び一四一三番地ノ四</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和高田市土庫一丁目九番地ノ一 松長庄三郎</p>	
<p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 大和高田市日之出町一四一六番地ノ四、一四一六番地ノ五、一四一六番地ノ四 の各一部</p>	
<p>一 許可番号 平成十八年十二月一十六日第七八一四五号</p> <p>二 檢査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年一月二十日第六六三一号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 桜井市大字上之庄八三〇番地ノ一及び八三五番地並びに大字戒重三四五番地ノ二</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>	
<p style="text-align: center;">奈良県公報</p> <p style="text-align: right;">松村勝</p> <p>一 許可番号 平成十八年十一月二十八日第七八一三四号</p> <p>二 檢査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年一月二十三日第六六三四号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 葛城市染野一七番地ノ一及び一八番地ノ二</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 香芝市北今市丁目二三番地ノ二</p> <p>有限会社マイクロボーネーション 代表取締役 阿部理恵子</p>	
<p>一 許可番号 平成十九年二月五日第七八一七〇号</p> <p>二 檢査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年二月二十日第六六三三号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 大和高田市日之出町一四一六番地ノ四の一部、一四一六番地ノ五の一部、一四一六番地ノ六の一部、一四一七番地ノ二、一四一八番地ノ三、一四一九番地ノ四、一四一九番地ノ五、一四一三番地ノ一及び一四一三番地ノ四</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和高田市土庫一丁目九番地ノ一 松長庄三郎</p>	
<p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 大和高田市日之出町一四一六番地ノ四、一四一六番地ノ五、一四一六番地ノ四 の各一部</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良県警職員特別払込金支給規則（昭和42年自治省令第27号）第26条の5第2項の規定によるものとする。</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良県警職員特別払込金支給規則の規定により、奈良県教育委員会委員長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。</p> <p>平成19年3月2日</p> <p style="text-align: right;">奈良県監査委員 大倉潔 奈良県監査委員 南田昭典 奈良県監査委員 井岡正徳</p>	

<p>奈良県監査委員 山本 保幸</p> <p>教育研究所 監査の結果 通勤手当の認定及び通勤報償費の支給について (注意事項) 通勤手当の支給において認定を誤ったため、1件、1,2,000円の過払いが認められた。</p> <p>また、通勤報償費の支給において認定を誤ったため、3件、4,560円の過払いが認められた。</p> <p>過正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いについては、平成18年10月分給与で減額処理を行った。</p> <p>また、通勤報償費の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いについては、平成18年9月支払い分で減額処理を行った。</p> <p>今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。</p> <p>措置結果通知日 平成19年1月4日</p> <p>立教高等学校 監査の結果 通勤手当の認定について (注意事項) 通勤手当の支給において認定を誤ったため、2件、245,472円の過払いが認められた。</p> <p>過正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>措置の内容 通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払いについては、現年度分は平成18年9月分給与で調整し、過年度分は、平成18年10月2日に本人から返納させた。</p> <p>今後は、より一層慎重な審査に努め認定事務を適正に行う。</p> <p>措置結果通知日 平成19年1月16日</p>	<p>医務課 監査の結果 看護師等修学資金貸付金の償還未済金について (事実認定) 看護師等修学資金貸付金の償還金において、収入未済金の増加が認められた。 (指摘事項) 今後一層滞納の促進に努めるべきである。</p> <p>措置の内容 未収金対策について、マニュアル及び事務処理フローを作成するとともに、マニュアルに基づき、文書管理体制を行い、県内滞納者全員に家庭訪問し納付指導を行った。家庭訪問で連絡がとれない滞納者に対しては、出身養成所から本人への連絡依頼や職場訪問を行うとともに、軒居判明した者については、住民票の確認を行い、改めて新住所への家庭訪問を行った。</p> <p>現在、県内滞納者の2回目の家庭訪問とともに、近隣の県外の滞納者への家庭訪問を開始している。</p> <p>家庭訪問を行った38人(66回)中、14人にについて2,530,000円を回収した。</p> <p>また、看護師等養成所の会議において学生への指導について協力を依頼した。今後も引き続き、看護師等修学資金貸付金制度の趣旨徹底と返還指導を強化し、滞納金の発生防止を図るとともに滞納整理を行い、一層の未収金の回収に努める。</p> <p>措置結果通知日 平成19年1月17日</p>
---	--

【定価】 一ヶ月 三千四百五十円
一部売り 一枚につき四十五円(共に、送料別)

発 行 奈 良 県
奈良市登大路町三〇
電話 ○七四三一三一一〇一〇(代)

印 刷 株式会社 春 日
奈良市三条東町九一八
電話 ○七四三一三五一七三三三(代)

本誌は再生紙を使用しています。